障害福祉サービスを利用する

＊ 障害福祉サービスの種類

介護等給付

居宅介護(ホームヘルプ)
家庭にヘルパーを派遣し、家事(食事の準備や掃除など)や介護(入浴や排せつ)などの支援を行います。

短期入所(ショートステイ)
自宅でサポートをしている人が病気などの場合に、短期間施設で入浴、食事などの介護を行います。

生活介護
常に介護を必要とする人に、日中の時間帯に入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

行動援護
行動上著しい困難を伴う場合(パニックなど)、危険を回避するために必要な援護や、外出時の支援を専門のヘルパーが行います。

重度訪問介護
常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、外出における移動支援などを総合的に行います。

訓練等給付

自立訓練(機能訓練・生活訓練)
自立した日常生活または社会生活ができるように、一定期間生活能力または身体機能向上に必要な訓練を行います。

就労移行支援
一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援(A型、B型)
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援
一般就労した人に、就労に伴う日常生活や社会生活上の相談、指導や助言などの必要な支援を行います。

共同生活援助(グループホーム)
一人暮らしが困難な人に対して、日常生活上の支援や相談を行います。

自立生活援助
一人暮らしに必要な生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や臨時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

就労選択支援 ※令和7年10月から開始
就労を希望する方に、実際の仕事に近い作業を通じて、本人の希望や適正等に合った就職先を選択できるように支援を行います。

地域相談支援給付

地域移行支援
精神科病院に長期入院している人に対して、退院後に地域での生活に円滑に移行するために様々な支援を行います。

地域定着支援
地域で生活している人に対して、訪問等の支援により、在宅生活が定着できるように様々な支援を行います。

福祉サービスの申請窓口

精神障害の方
⇒所沢市保健センター
　健康管理課
　こころの健康支援室
☎ 04-2991-1812

知的障害・身体障害の方
（18 歳以上の方）
⇒障害福祉課
☎ 04-2998-9116

障害児（18 歳未満の方）
⇒こども福祉課
☎ 04-2998-9223

福祉サービスの利用料

世帯の所得の状況に応じて月額の負担上限額が設定されます。

月額負担上限額

生活保護世帯	0 円
市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯（所得割額 16 万円未満）	9,300 円
市民税課税世帯（所得割額 16 万円以上）	37,200 円

※18 歳以上では、本人と配偶者の所得を確認します。

※18 歳未満の月額負担上限額は、上記とは異なります。

※地域相談支援給付は、利用者負担はありません。

行動援護の対象になる方

行動上著しい困難があり常時介護を必要とする方で障害支援区分が 3 以上、かつ行動関連項目等が 10 点以上の方

重度訪問介護の対象になる方

行動上著しい困難があり常時介護を必要とする方で、障害支援区分が 4 以上、かつ二肢の麻痺等と「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。
行動関連項目等が 10 点以上の方

＊ 利用開始までの基本的な流れ

利用の相談

介護給付を利用 ／ 訓練等給付を利用

申　請

サービス等利用計画案の提出依頼

医師意見書作成依頼

心身の状況に関する聞き取り調査

障害支援区分の認定(審査会)

勘案事項調査(生活状況等の確認)・サービス利用の意向聴取

サービス等利用計画案の提出

暫定支給決定

一定期間サービスを利用後に
①本人の利用意思
②サービス利用が適切か
確認後、事業所が個別支援計画を作成します

支給決定・受給者証の発行

事業所との利用契約・正式利用

定期的なモニタリング・サービスの見直しなど

障害支援区分

福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害の特性や心身の状態に応じて必要な支援の度合いを示すものとして厚生労働省令で定める区分です。
6段階に区分されます。

指定特定相談支援事業所

「サービス等利用計画」を作成し、利用開始後は定期的なモニタリングなどにより福祉サービスの適切な利用を支援します。

福祉サービスの支給決定

ご本人の心身の状況、社会活動や介護者・居住などの状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価などを把握したうえで、支給決定を行います。

福祉サービスの受給者証

福祉サービスの支給が決定されると、受給者証が発行されます。
受給者証はサービス利用に必要なものであるため、大切に保管してください。

市内の指定特定計画相談支援事業所一覧（令和７年３月末現在）

ところざわ障がい者 相談支援センター	泉町	☎ 04-2929-1705
相談支援センターしのひ	榎町	☎ 04-2924-4059
地域生活支援センター所沢どんぐり	北秋津	☎ 04-2993-8585
相談支援事業所 結ーゆい	北秋津	☎ 04-2006-7401
相談支援事業所 あるこ	喜多町	☎ 04-2922-3439
インクルード相談支援センター 所沢	喜多町	☎ 04-2946-7255
さぽっと	下新井	☎ 04-2992-7888
相談支援事業所 Sonik（そにっく）	並木	☎ 04-2935-7883
相談支援事業所 のあ	西狭山ケ丘	☎ 04-2938-2231
障害者生活支援センター 所沢しあわせの里	東狭山ケ丘	☎ 04-2921-5566
Mono（もの）	東住吉	☎ 04-2936-8766
相談みらい図	東所沢和田	☎ 04-2968-7724
埼玉重度障害者相談支援協会	松葉町	☎ 04-2001-2981
相談支援事業所 こみゅーと	緑町	☎ 04-2008-3224
いずみ	緑町	☎ 04-2928-5516
LS所沢（えるえす ところざわ）	緑町	☎ 04-2937-6477
相談支援センターすだち	南永井	☎ 04-2945-1038
相談支援事業 あすみるとーく	美原町	☎ 04-2936-6766
かえで相談支援	御幸町	☎ 090-4189-8045
木子里ハート	山口	☎ 04-2941-3054
ひまわり	山口	☎ 04-2930-6968
mint（みんと）	若狭	☎ 04-2935-7396
たちばな総合相談	和ケ原	☎ 04-2997-9037
相談支援センター優愛所沢	和ケ原	☎ 04-2937-5433